

「平野中学校 学校安心ルール」

＜基本的な考え方＞

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として、大阪市が作成した「学校安心ルール」をもとに作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけること伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 第1～4段階の基本となるものは、「体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために」の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束ごと	<ul style="list-style-type: none"> ・元氣よくあいさつする ・人の話をしっかり聞く ・ルールを守る ・相手の気持ちを考えて行動する ・授業を大切にする 				
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・授業時間におくれる ・授業をさぼる 	<ul style="list-style-type: none"> ・いやがることを言う ・言葉やしぐさでからかう、ひやかす ・無視する ・物を勝手に使う 	<ul style="list-style-type: none"> ・いやがることを言う ・言葉やしぐさでからかう、ひやかす ・無視をして指導を聞かない 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の机等に落書きする ・教室や学校の物を勝手に使う ・教室や学校の施設にいたずらをする 	<ul style="list-style-type: none"> ・その場で注意 ・別室における個別指導および家庭連絡 ・奉仕活動または学習活動
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・授業中に関係ない話をする、音を立てる、ほかの子にちょっかいをかけるなど、授業をじゃまする ・授業をさぼり校内でたむろする 	<ul style="list-style-type: none"> ・仲間はずれにする ・悪口、かげ口を言う ・怖がるようなことをしたり言ったりする ・物をかくす 	<ul style="list-style-type: none"> ・悪口、かげ口を言う ・バカにしたようなことをしたり、言ったりする ・こわがるようなことをしたり、言ったりする 	<ul style="list-style-type: none"> ・教室や学校の物を壊す ・夜中に家から出歩き徘徊する ・カードやゲーム等で賭けごとをする 	<ul style="list-style-type: none"> ・別室での複数の教職員による個別指導および家庭連絡 ・数日間の奉仕活動または学習活動
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・授業中立ち歩く、大声を出す、音楽をかける、暴れるなど、深刻な行為で授業の妨害をする ・テストのじゃまをする ・カンニングをする ・学校をさぼり校外にたむろする 	<ul style="list-style-type: none"> ・おどすようなことをしたり、言ったりする ・いやがることを無理やりさせる、カづくでする ・押す、突き飛ばす、ぶつかる、プロレス技をかけるなどの暴力をふるう ・物をこわす、捨てる 	<ul style="list-style-type: none"> ・脅すようなことをしたり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な器物損壊 ・危険物(刃物)の所持 ・その他、万引きやバイクの無免許運転・飲酒・喫煙など社会のルールに反すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定期間の別室における個別指導および学習指導 ・状況によっては個別指導教室を活用した指導 ・警察へ相談し、関係機関(警察・少年サポートセンター・こども相談センターなど)と連携した指導
第4段階		<ul style="list-style-type: none"> ・殴る、蹴るなどの強い暴力をふるう ・ケガをさせる ・万引きや他人への暴力を強要する ・金品を奪う、盗む、たかる 	<ul style="list-style-type: none"> ・殴る、蹴るなどの強い暴力をふるう ・ケガをさせる 		<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会が出席停止措置を行い、個別指導教室で指導 ・警察へ通報し、関係機関(警察・少年サポートセンター・こども相談センターなど)と連携した指導

※「他の子に対して」の項目は、相手の生徒の聞き取り等も行なったうえで、特に丁寧かつ慎重に指導します。

※ 学校は生徒ひとりひとりの状況等も十分にふまえ、対応について判断します。

※「学校等が行うことができる対応」については、あくまでもひとつの目安・例示です。

※「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等がいっそう丁寧な立ち直り支援を行う場所です。

※学校生活以外の事案に関しては、段階にかかわらず関係諸機関との連携となる場合があります。(SNSにかかる事案に関しても同様です。)